

安芸高田市 男女共同参画プラン





は じ め に

豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等のパートナーとして互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、あらゆる分野において、一人ひとりがその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が大変重要です。

また、男女共同参画社会の実現は、住民と行政の協働のまちづくりをすすめる本市の将来像「人 輝く・安芸高田」の実現に欠かせない要件のひとつです。

少子・高齢化の進行、国際化、情報化の進展する中、社会のあらゆる分野において、女性が果たす役割は大きく、性別による固定的な役割や、それに基づく社会の制度や慣行等を見直し、男女共同参画を推進していく必要があります。

本市におきましても、平成16年（2004）12月に市民意識調査を実施し、「安芸高田市男女共同参画推進懇話会」において市民意識調査の結果に基づき、関係団体等の意見を聴取して具体的な実態把握に努められ、男女共同参画社会を実現するための課題と具体的な提言をいただきました。

また、この提言を基として、「安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会」から男女共同参画社会の実現に向けて本市が取り組むべき施策のあり方について答申をいただき、この答申を受けて男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、このたび、「安芸高田市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後、このプランに掲げた施策の実行にあたっては、市民や事業者の皆様方の主体的な取り組みと連携、協力が必要であり、多くの英知と力を結集して推進していきたいと考えています。皆様方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、答申に御尽力いただきました安芸高田市男女共同参画プラン策定委員の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成18（2006）年3月

安芸高田市長

児玉 更三郎

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の性格	5
4	計画の期間	5

第2章 計画の基本的考え方

1	計画の基本理念	7
2	計画の基本目標	8
3	施策の体系	10

第3章 施策の方向

1	男女平等の意識づくり	13
2	ともに参加する社会づくり	19
3	自立した生き方づくり	27
4	安心して暮らせるまちづくり	35

第4章 重点的な取り組み

1	重点事業の設定	43
2	重点事業の推進	44

第5章 計画の推進

1	推進体制の整備	47
2	住民参加による推進	48
3	国・県等との連携強化	48

資料編		49
-----	--	----

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21世紀に入り、社会経済環境を取り巻く状況は、これまで以上に大きく変動しています。

少子・高齢化の進行、国際化、情報化など社会の転換期にあって、我が国の社会経済の枠組は大きく変わろうとしており、成熟時代における社会の在り方が問われています。

一方、男女平等は、国連を中心とした国際的な取り組みと連動し、国内でも様々な取り組みが行われ、法律や制度の整備に伴い、女性の地位は徐々に向上してきました。

しかし、我が国においては、依然として、古くからの固定的な性別役割分担意識や慣習が存在し、女性の社会参画の状況は国際的に評価される水準にあるとはいえない状況です。

また、近年では、女性に対する暴力が顕在化している実態もみられます。

我が国が、性別に関係なく、お互いの人権を尊重し、男女が共同して参画する柔軟で開かれた社会を実現し、国際的にも尊敬される真に成熟した国になるためには、克服すべき多くの課題が残されています。

このため、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題であるとされており、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進していくことが強く求められています。

平成16(2003)年3月、旧高田郡6町が合併して誕生した安芸高田市は、住民一人ひとりが生き生きと輝く「人 輝く・安芸高田」を将来像として、その実現を目指し、活力ある社会を構築し、持続的に発展していくよう、住民と行政との協働によるまちづくりを進めています。

そのためには、すべての住民が様々な分野において、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を構築することが前提となります。

本市においては、これまで、旧高田郡6町において、男女共同参画について様々な取り組みが行われてきましたが、新市の誕生を契機に、これまでの実績を踏まえながら、より積極的かつ多様な視点から、地域社会における男女共同参画社会の理念の浸透を図るとともに、男女共同参画を支える社会環境の整備に取り組んでいく必要があります。

「安芸高田市男女共同参画プラン」は、こうした状況を踏まえ、本市の総合計画や他の個別計画との整合性を図りながら、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会である男女共同参画社会の実現に向けて、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的として策定するものです。

※固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の個性や能力とは関係なく、性別によって役割を決めつける、又は決まっているとして役割を固定化する意識。

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

2 計画策定の背景

(1) 国連を中心とした世界の動きと国・県の取り組み

男女共同参画についての国連を中心とした世界の動きと国・県の取り組みの主なものは、次のとおりです。

年	世 界	国	広島県
昭和47(1972)年	・ 1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和50(1975)年	・ 国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)、世界行動計画を採択、 ・ 昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の10年」と宣言	・ 「婦人問題企画推進本部」の設置	
昭和52(1977)年		・ 「国内行動計画」の策定	
昭和54(1979)年	・ 第2回世界女性会議(コペンハーゲン) ・ 女性に対するあらゆる形態の差別の撤退に関する条約」の採択		
昭和60(1985)年	・ 第3回世界女性会議(ナイロビ)、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択	・ 「男女雇用機会均等法」の制定 ・ 「女子差別撤廃条約」の批准	
昭和62(1987)年		・ 「新国内行動計画」の策定	
平成3(1991)年		・ 「新国内行動計画」の第1次改定	
平成4(1992)年		・ 育児休業法施行、介護休業制度に関するガイドラインの策定	

年	世 界	国	広島県
平成6(1994)年		・「男女共同参画推進本部」・「男女共同参画審議会」の設置	
平成7(1995)年	・第4回世界女性会議(北京)、「北京宣言及び行動綱領」の採択		
平成8(1996)年		・「男女共同参画2000年プラン」の策定	
平成10(1998)年			・「広島県男女共同参画プラン」の策定
平成11(1999)年		・「男女共同参画社会基本法」の制定	
平成12(2000)年	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)、北京会議の成果の具体化のための成果文書、政治宣言の採択	・「男女共同参画基本計画」の策定	
平成13(2001)年			・「広島県男女共同参画推進条例」の制定
平成15(2003)年			・「広島県男女共同参画基本計画」の策定
平成17(2005)年		・「第2次男女共同参画基本計画」の閣議決定	・「広島県男女共同参画基本計画」の改定作業

(2) 安芸高田市の取り組み

安芸高田市は、平成16(2004)年3月1日、旧高田郡6町が合併し、誕生しました。

合併にあたっての「新市建設計画」においては、主要施策のうち、(4)子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり、① 男女共同参画社会の形成の中で、その推進の指針となる「男女共同参画社会推進計画」の策定が示されており、この方針に基づいて、新市において、「安芸高田市男女共同参画プラン」の策定に着手することとしました。

策定にあたっては、旧高田郡6町の取組を踏まえつつ、平成16(2004)年度において、「安芸高田市男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、約1,000人の住民の方を対象に「男女共同参画プラン策定に係るアンケート調査」を実施し、男女共同参画に係る住民の意向・意見の把握を行いました。

また、これらに並行し、「安芸高田市男女共同参画推進事業実行委員会」を組織化し、啓発事業を実施しました。

平成17(2005)年度には、「安芸高田市男女共同参画推進懇話会」による「安芸高田市男女共同参画プラン策定への提言書」を受けて、平成17(2005)年11月28日、「安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、委員会による検討・審議を行い、平成18(2006)年3月22日答申を受けました。

この答申を踏まえ、「安芸高田市総合計画」など諸計画との整合を図りつつ、「安芸高田市男女共同参画プラン」の策定を行いました。

さらに、助役・収入役・教育長及び各部長・支所長から構成する「安芸高田市男女共同参画推進委員会」を設置し、庁内の取り組み体制を強化しました。

※安芸高田市男女共同参画推進懇話会

平成16(2004)年11月～平成17(2005)年8月の間に設置された懇話会で30名の委員により構成。安芸高田市男女共同参画社会の実現に向けた調査・研究、検討を踏まえ、「安芸高田市男女共同参画プラン策定への提言書」の取りまとめを行った。

3 計画の性格

- (1) このプランは、国の「男女共同参画社会基本法第14条第3項[※]」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。
- (2) このプランは、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や施策の方向を示すものであり、行政、住民及び事業者がその実現に向けて一体となって取り組むための指針となる計画です。
- (3) このプランは、国及び広島県の「男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、本市の「安芸高田市総合計画」をはじめとする諸計画との整合性の確保に留意し、策定しました。
- (4) このプランは、「安芸高田市男女共同参画推進懇話会」の提言や意識調査における住民の意向を踏まえ、「安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会」における検討を基に策定しました。

4 計画の期間

このプランは、平成18(2006)年度を初年度とし、平成27(2015)年度までの10年間の計画です。なお、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に対応し、必要な見直しを図っていくものとします。

※男女共同参画社会基本法第14条第3項

同法中の「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、市町村男女共同参画計画という。）を定めるように努めなければならない。」

第2章

計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

我が国が世界に開かれた文化国家として、持続的に発展していくにあたって、「男女共同参画社会の実現」は、21世紀の最重要課題として位置づけられています。

本市においても、性別によって役割を固定化する意識や慣行が根強く残っており、過疎化、少子・高齢化が急速に進行する中、本市が今後とも地域社会の安定を維持し、活力を増進していくためには、生活や生産、保健福祉・文化活動など社会のあらゆる分野で女性の果たす役割を高め、女性がその能力を十分に発揮できる、元気で開かれた地域社会を形成していくことが重要です。

旧高田郡6町が合併した安芸高田市は、住民一人ひとりが、生き生きと輝き、暮らせる「人輝く・安芸高田」を将来像とし、その実現を目指し、まちづくりを推進しています。

「日本国憲法」における基本的人権の享有と個人の尊重、法の下での平等を基本とし、すべての住民が社会の構成員として、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画できる機会が確保され、男女が平等に豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していくことは、本市の将来像である「人輝く・安芸高田」を実現していくことにもつながります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが、幅広い住民の参画を得て地域の歴史的遺産や郷土芸能など地域固有の文化を継承するとともに、「人輝く・安芸高田」として真の男女共同参画社会づくりへと発展するよう、地域社会が一体となって「安芸高田市男女共同参画プラン」の実現を図ります。

2 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現を目指し、計画の基本理念に基づいて、次の4つの基本目標を掲げ、積極的に施策を推進します。

- (1) 男女平等の意識づくり
- (2) とともに参画する社会づくり
- (3) 自立した生き方づくり
- (4) 安心して暮らせるまちづくり

(1) 男女平等の意識づくり

男女共同参画社会は、性別に関係なく、人権が尊重され、男女平等の意識に基づいて、一人ひとりの個性と能力が発揮される社会です。

家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場面を通じて、男女平等の意識啓発や学習の場、情報の提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しに地域社会と一体となって取り組みます。

(2) とともに参画する社会づくり

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保された社会です。

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、家庭や地域での男女共同参画を促進し、多様な選択の可能性がある社会の構築やシステムづくりを推進します。

また、一人ひとりが自立し、主体的な生き方を選択することができるよう、働く意欲のある男女がそれぞれの能力を十分に発揮できるための環境づくりに取り組みます。

(3) 自立した生き方づくり

男女共同参画社会は、男女に関わりなく、人としての尊厳を保ち、社会の様々な分野に主体的に参画しながら、地域社会の中で自立した生活を送ることのできる社会です。

男女がともに、自立し、多様な生き方を選択できるよう、女性の負担を軽減するとともに、生涯を通じてすべての人が生きがいを持って暮らしていけるよう、自立を支える基盤づくりを進めます。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会は、男女が互いの性に対して、十分理解し、健康で安心して暮らせることのできる社会です。

生涯を通じた健康づくりの支援や暴力の根絶等女性の人権の擁護・尊重に努めます。

また、生活安定のための福祉体制の整備や安全・安心のまちづくりを推進するとともに、定住条件の整備等若者居住のための環境づくりを推進します。

3 施策の体系

男女共同参画社会の実現を目指した施策の体系は次のとおりです。

【計画の基本目標】

【施策の基本方向】

【具体的施策】

男女平等の意識づくり

あらゆる世代における男女平等の意識づくり

広報・啓発の充実
情報提供・収集の充実

男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

学校教育における男女平等の推進
生涯学習における男女平等の推進
家庭等における男女平等の推進

男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進
学習環境の充実
推進体制の充実

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革の促進

広報・啓発活動の充実
主体的な取り組みの支援
法律・制度の理解促進

ともに参画する社会づくり

政策・方針決定の場への女性参画促進

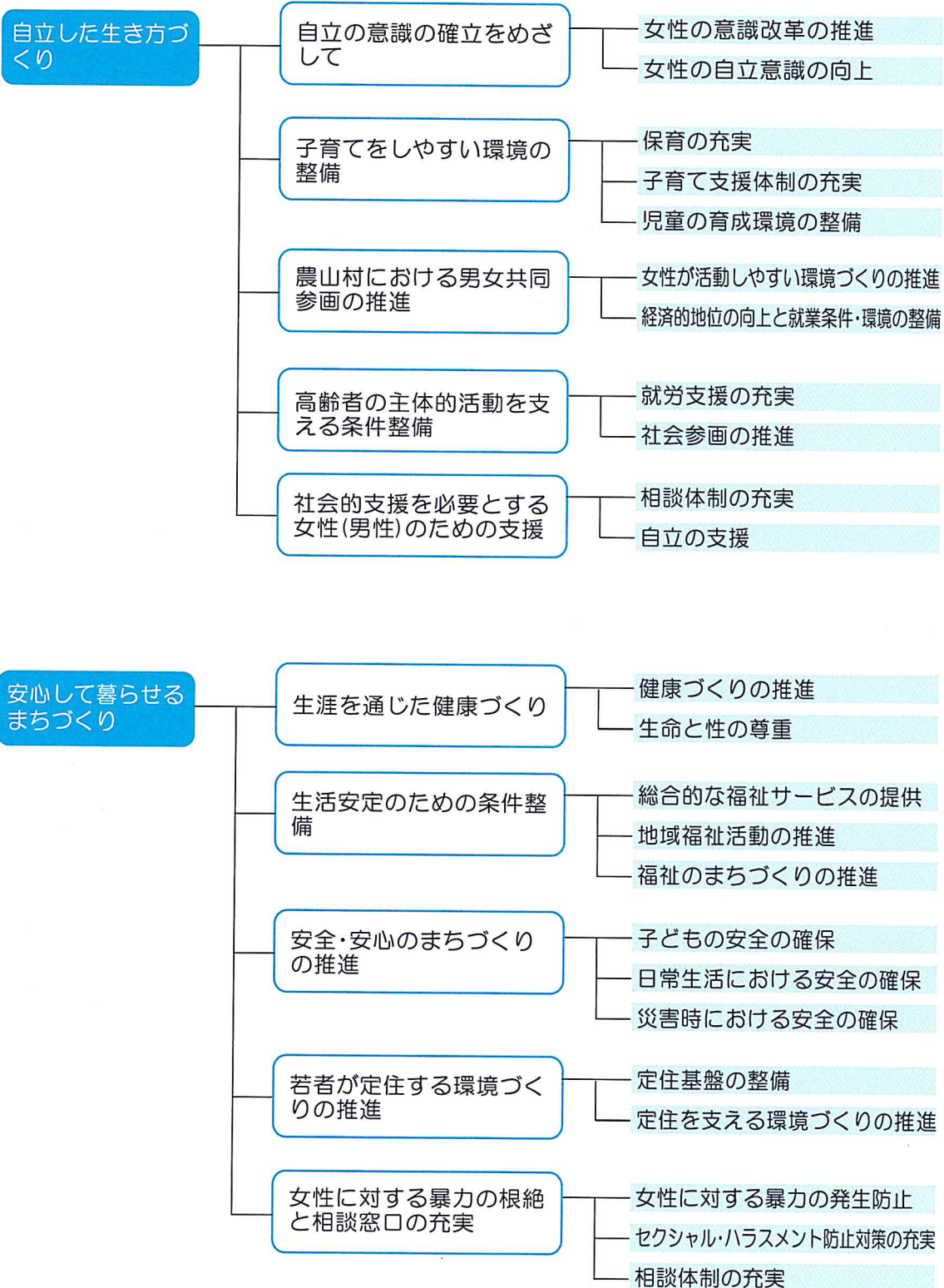
審議会等への女性の参画促進
団体などへの女性登用の働きかけ
女性の人材登録の促進

家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進

家庭での男女共同参画の推進
地域活動への女性の参画促進
職場における男女平等の推進

行政の男女共同参画の取り組み

女性職員の職域拡大
女性職員の管理、監督者への登用促進
女性職員の方針決定の場への参画促進



第3章

施策の方向

1 男女平等の意識づくり

【現状と課題】

人権の尊重や男女平等の理念を実現するため、様々な法律や制度の整備が進められ、男女共同参画についての認識と理解も深まっています。

しかし、平成17(2005)年に実施した「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」(以下、アンケート調査という)によると、依然として、住民の約8割が「男性優遇」としており、本市においては、現在、なお男女間の不公平を感じている人がほとんどです。

男女平等を分野別にみると、特に、「社会通念、しきたりや慣習」で、男女不平等と感じている人が多い結果がでています。

こうした不合理な不平等観は、「男は仕事、女は家庭」、「男は男らしく、女は女らしく」などの男女の固定的な役割分担意識が要因となって、結果として女性の就労や地域活動、男性の家事、育児、介護等への参加をはばみ、男女共同参画の推進を阻害しています。

このような不合理な差別をなくし、男女がともに自立し、共働しつつ責任を分かち合いながら、能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、固定的な役割分担意識を解消し、住民一人ひとりが男女平等意識の理念を理解し、共に社会を築き上げていく姿勢と能力を育成していくことが求められます。

アンケート調査においても、男女共同参画社会の形成に向けては、「男女の平等について、お互いが理解し、協力する」が54.1%、「男女の役割分担についての社会通念や慣習を改善する」が50.1%を示しています。

このため、あらゆる機会を通じて、広報・啓発や情報提供・収集を充実し、住民の男女平等意識の高揚を促していくとともに、人権学習、生涯学習のなかに、男女の意識改革を図るような各種講座や研修会を住民と行政が協働し、推進していくことが必要です。

また、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が主体的に自立した生活を送るためには、幼児期から生涯を通しての各時期に男女平等の意識づくりをすることが重要です。

家庭、保育所・幼稚園、学校、地域社会のあらゆる場で男女共同参画の視点で意識の形成を推進し、日常的な生活の中で啓発活動が行われる必要があります。

男女共同参画の視点から、人権尊重を基盤として、男女平等教育に向けた取り組みを強化し、男女にとらわれずに、一人ひとりの個性と能力を伸ばす学校教育を推進していくことが必要です。

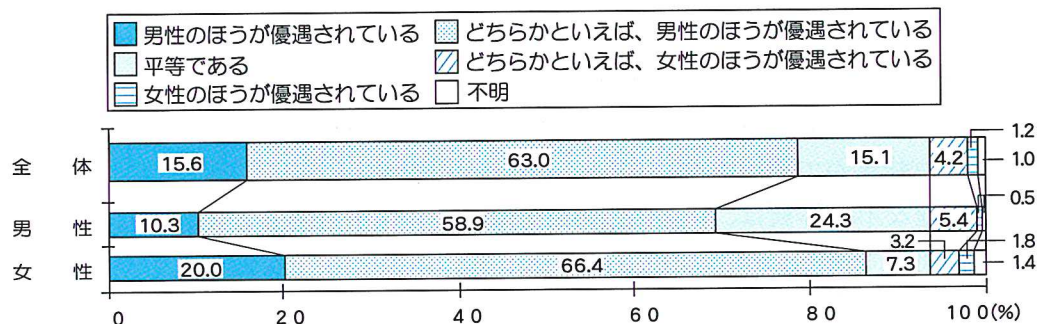
また、男女平等意識を浸透させていくためには、学校教育だけではなく、家庭や生涯学習などの場において、幼児期から老年期まで、あらゆる年齢層を対象に、男女共同参画の視点に立つ学習の機会を提供し、その内容を充実させるよう取り組みを強化していくことが必要です。

さらに、男女不平等観の高い「社会通念、しきたりや慣習」については、地域全体でその見直しを図っていくことが重要です。

■現状における男女平等の状況について

問 あなたは、社会全体において、男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。あてはまる番号を選んでください。

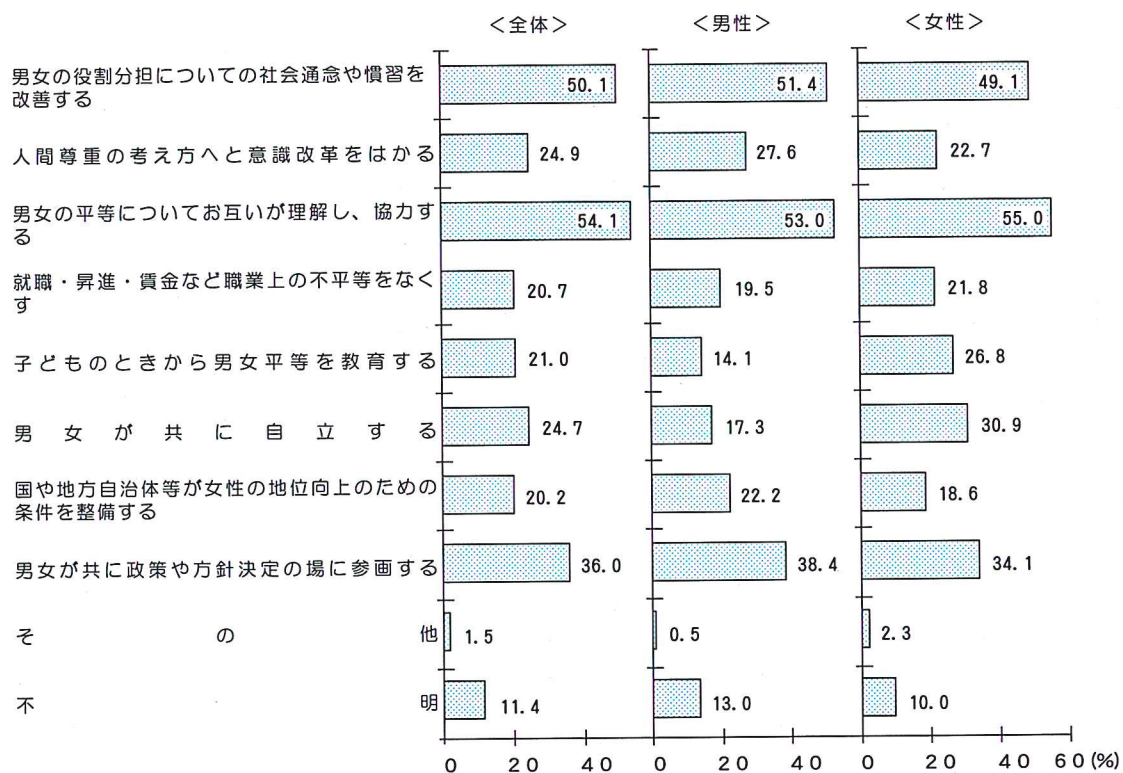
「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



■男女共同参画社会の形成に必要なことについて

問 男女がともに協力し合い、よりよい社会を築くためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号を3つまで選んでください。

「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



【施策の基本方向】

- (1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進
- (3) 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革の促進

(1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、幼児期から高齢期までのすべての世代において、男女平等の意識づくりの啓発を推進するとともに、適正な情報の提供と収集に努め、男女共同参画の実現に向けた施策の充実を図ります。

<具体的施策>

1 広報・啓発の充実

- 固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の浸透を図るため、家庭・地域・職場における男女平等の意識啓発を促す啓発活動を推進します。
- 啓発資料の作成や女性問題啓発イベント、講演会、セミナーの実施など啓発事業の充実を図ります。

2 情報提供・収集の充実

- 男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報「あきたかた」をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配布などを通じた情報提供の充実に努めます。
- 男女共同参画についての地域における実情や国・県、他の自治体の取り組みなどの情報を収集し、住民に提供するとともに、本市における総合的かつ体系的な男女共同参画施策の展開に努めます。

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

男女平等意識を広めるため、家庭や学校教育、生涯学習などにおける男女平等の視点に立った教育と学習の推進に努めるとともに、家庭・地域が相互に連携しながら日常的な啓発活動を推進します。

＜具体的施策＞

1 学校教育における男女平等の推進

- 基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童生徒一人ひとりを大切にした男女平等教育を推進します。
- 男女平等観に立った教材、副読本等を用いるとともに、性別にとらわれず、個々の能力、適性を重視した進路指導を行います。
- 技術家庭科の共修など男女平等に基づいた学校づくりを推進します。
- 職場体験や体験活動などを通じて、男女平等への理解を深めるよう、各学校における特色ある体験学習の実施を推進します。
- 男女平等教育を推進していくため、教職員の意識や資質の向上に向けた取り組みの充実を図ります。
- PTA活動における男女共同参画を推進するため、男性や働いている女性の参加を促進します。

2 生涯学習における男女平等の推進

- 男女平等の視点に立った教室・講座等各種事業の計画的な開催や住民が受講しやすい環境づくりに努めるとともに、住民の自主グループ活動を支援します。
- 男女平等意識の高揚を図り、女性を取り巻くさまざまな問題について正しい理解と認識を深め、女性が主体的な生き方を選択できるよう、女性を対象とした学習機会と場の充実を図ります。
- 男性が、固定的な役割分担意識から脱却し、個人として自立して生活していくことができるよう、男性を対象とした男女平等の意識啓発、育児・料理・介護等の自立のための学習機会と場の充実を図ります。

3 家庭等における男女平等の推進

- 家庭における男女平等意識が推進されるよう、男女平等についての保護者への意識啓発に努めるとともに、家庭教育・幼児教育についての講座の開催など学習機会の充実を図ります。
- 幼稚園、保育所における発達段階に応じた男女平等意識の啓発に努めます。

（３）男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進

男女共同参画は、人権問題の一つであるとの基本的認識に基づいて、男女共同参画の視点に基づいた人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、関係機関との連携による人権教育・啓発の推進を図るなど、意識改革への取り組みを強化します。

＜具体的施策＞

１ 人権教育・啓発の推進

- 「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、住民が主体的に人権問題に取り組める環境づくりを進め、人権教育・啓発の推進を図ります。

２ 学習環境の充実

- 学校・地域社会などにおける人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座の開催など多様な機会を提供するとともに、啓発資料の収集・作成・配布など、取り組みの充実に努めます。

３ 推進体制の充実

- 男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、関係各課の連携を強化するとともに、人権問題に対する適切な対応ができるよう、相談事業や職員研修の充実に図ります。

（４）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革の促進

社会制度や地域社会の慣行にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立って、ものごとを正しく判断し、実践していくよう、住民一人ひとりや地域社会における意識改革を促進します。

<具体的施策>

1 広報・啓発活動の充実

○広報・啓発活動を積極的に展開し、生涯学習や日常的な地域活動を通じた男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しを推進します。

2 主体的な取り組みの支援

○男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しに向けて、国・県等へ要望していくとともに、身近な地域社会における社会制度、慣行についての点検・見直しについての住民の主体的取り組みを支援します。

3 法律・制度の理解促進

○男女共同参画に基づく法律・制度について、正しい理解が深まるよう、普及啓発に努めるとともに、人権が侵害された場合における行政相談制度や人権擁護機関等の積極的な活用を促進します。

2 ともに参画する社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現を図るためには、社会のあらゆる分野において、男性と女性が参画する機会をともに確保することが重要です。

近年、各分野への女性の社会進出が進んではいますが、依然として、家庭以外では男性中心の社会になっています。

本市における女性の政策・方針決定の場への参画状況をみると、市議会の女性議員は1名で、県内では低い水準となっており、行政委員会（地方自治法第18条の5）への女性の参画状況も低い水準となっています。

審議会（地方自治法第202条の3）は、県内の平均水準を示していますが、総じてそれほど進んでいないのが実態で、委員会や審議会等の女性の登用を推進し、市政における男女共同参画を進める必要があります。

また、企業や各種団体などにおける政策・方針決定の場への女性の参画を促進していくことも重要です。

さらに、現在の社会では、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担が強く残っています。アンケート調査によると、この考え方には51.1%が反対し、肯定しているのは11.6%ですが、「どちらともいえない」が30.6%を示し、固定的な役割分担意識が根強いことも伺われます。

男女共同参画を築くためには、まず、家庭における男女平等を確立することが基本となりますが、アンケート調査によると、家事や介護などにおいて、大部分が妻主体となっており、女性への過度の負担を避けるためにも男女が均等に責任を担う家庭のあり方を啓発していくことが必要です。

また、男女がともに参画する社会をつくっていくためには、誰もが自由に地域社会における行事や会合などに参画できる環境づくりが必要です。

しかし、地域における女性の参画状況は、アンケート調査によると、「地域の会合に出てくるのは男性が多い」が62.5%、「地域の役員はほとんどが男性である」が68.6%と高く、実態としては、男性主体に運営されており、地域での女性参画を推進していくための意識啓発や環境づくりが必要です。

女性の就労は、男女共同参画社会を実現し、女性の経済的自立を図る上で重要であり、また、少子・高齢化の進行に伴い、就労の場における女性の役割は、今後、より高まることが予想されます。

女性の就労については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法制度の整備が進められてきました。

女性が職業を持つことについては、アンケート調査によると、「結婚・出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」23.5%、「出産・育児期間は、一時休職し、育児を終えたら再び職業を持つ方がよい」43.5%で、女性が職業をもつことに肯定的な意見が示されています。

しかし、現実的には、アンケート調査にみられるように、労働条件や待遇などへの不平等が示されています。

職場における男女平等を推進し、女性が仕事と家庭を両立して働き続けられるよう、男女雇用機会の均等や待遇の改善、柔軟な勤務体制や制度の改善、働きやすい職場環境の整備など、女性の就労を支援する体制づくりを推進していく必要があります。

また、男女共同参画については、行政内部で率先して行う必要がありますが、平成17(2005)年4月1日現在、他市町に比べると、本市では女性職員の割合が低く、女性職員の管理職（課長相当職以上）への登用状況は、県内15市中、中位の水準となっています。

こうした状況を改善していくため、行政における男女平等意識の浸透を図り、女性職員の職域の拡大や能力に応じた管理、監督者への登用などに努めていく必要があります。

■行政委員会(地方自治法第180条の5)への女性の参画状況

(平成17年4月1日現在)

市町名	総数	委員会数		総数 (人)	委員数	
		女性の 参加有	女性割合 (%)		女性委員 (人)	女性割合 (%)
広島市	6	5	83.3	97	19	19.6
呉市	6	3	50.0	79	3	3.8
竹原市	6	3	50.0	35	4	11.4
三原市	4	2	50.0	73	3	4.1
尾道市	6	4	66.7	59	7	11.9
因島市	6	1	16.7	38	2	5.3
福山市	6	4	66.7	62	4	6.5
府中市	6	4	66.7	53	5	9.4
三次市	6	4	66.7	56	6	10.7
庄原市	1	0	0.0	73	0	0.0
大竹市	6	2	33.3	30	3	10.0
東広島市	6	4	66.7	62	6	9.7
廿日市市	6	3	50.0	59	3	5.1
安芸高田市	6	1	16.7	54	2	3.7
江田島市	6	1	16.7	66	1	1.5
市計	83	41	49.4	896	68	7.6
町計	70	23	32.9	498	31	6.2
市町計	153	64	41.8	1,394	99	7.1

資料：広島県の男女共同参画に関する年次報告(広島県・平成17年7月)

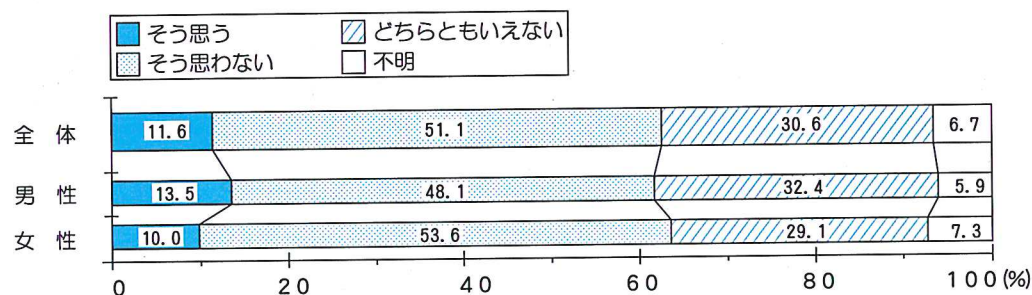
(広域：複数の市町を含む広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市において全委員分をまとめている。)

注：地方自治法第180条の5に定める委員会は、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は人事委員会を置かない場合は公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

■男女の固定的役割分担について

問 「男は仕事・女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

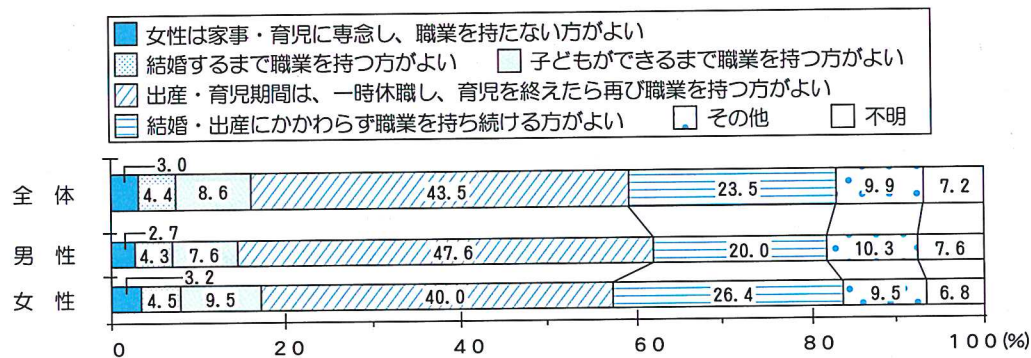
「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



■女性の就業について

問 女性が職業を持つことについてどう思われますか。あなたの考えに合うものの番号を1つだけ選んでください。

「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



【施策の基本方向】

- (1) 政策・方針決定の場への女性参画促進
- (2) 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進
- (3) 行政の男女共同参画推進の取り組み

(1) 政策・方針決定の場への女性参画促進

男女双方の視点に立ったものの見方や考え方を政策・方針に反映していくよう、各種委員会や審議会、その他政策・方針決定の場、行政管理職員、企業などいろいろな組織、機関などあらゆる分野での積極的な女性の参加促進を図ります。

<具体的施策>**1 審議会等への女性の参画促進**

- 各種審議会、委員会等への女性の登用を積極的に推進し、女性委員の占める割合の向上に努めるとともに、審議会等の性格を考慮しながら女性委員の定数化の導入を検討します。
- 住民と行政の協働のまちづくりを推進していくため、地域振興会など住民活動団体への女性の積極的な参加を促進します

2 団体などへの女性登用の働きかけ

- J A、商工会、社会福祉協議会など地域における各種団体・組織及び企業において、積極的に女性を登用するよう働きかけます。

3 女性の人材登録の促進

- 広く女性の能力と経験を活用していくため、個人情報の安全確保を基本として、女性人材登録制度を創設し、有効な活用を図ります。

(2) 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくため、家庭での男女平等を確立するよう、男性の生活的自立を図るとともに、男女がともに責任を負う家庭のあり方についての啓発を推進します。また、地域活動への女性の参画を促進し、バランスの取れた地域社会を形成していくよう、意識啓発や活動支援を図ります。

さらに、男女が経済活動をともに担い、女性の経済的自立を促進していくため、働く場において男女平等の機会と条件が確保されるよう、女性の就労を支援する体制づくりを推進します。

<具体的施策>

1 家庭での男女共同参画の推進

- 各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に向けた意識啓発に努めます。
- 男性の家事・育児参加を促進・支援するため、男性の生活的自立や子育てを支援する学習機会を提供するとともに、学習内容の充実を図ります。

2 地域活動への女性の参画促進

- 市内における女性団体・グループ・サークル等の育成や活動の支援を行うとともに、団体等の交流を促進し、情報交換等を通じたそれぞれの活動の活発化を促進します。
- 地域女性リーダーの育成を図るため、各種講演会・研修等への派遣を行うとともに、女性を対象とした学習機会を提供します。
- 男性や地域社会の意識啓発を推進し、女性が地域活動や自主的な学習・活動に参画しやすい環境づくりを進めます。
- 地域活動における男女共同参画を進めるため、男性の参加を促進するとともに、地域振興組織、女性団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。

3 職場における男女平等の推進

○男女の機会均等の確保・待遇の改善

- 労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマー[※]の権利等について、各種講座や資料等の配布を通じて事業者の遵守や勤労者の理解・認識の向上を図ります。
- 育児休業制度・介護休業制度の普及、推進を図るよう、事業主に働きかけるとともに、勤労者の制度の活用を促進します。
- 就労に関する情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携し、労働相談体制の充実を図ります。

○女性の職業能力開発と就労支援

- 女性の再就職・職域拡大に向けて、就業能力開発講座等就労に結びつく職業能力の習得の場の提供を図ります。
- 女性の経済的自立を促進するため、ハローワーク・パートバンク[※]等の関係機関と連携し、雇用・労働環境に関する情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。

○多様な働き方への支援

- 農業に携わる女性組織の活動を支援するとともに、就労環境の改善に向けた基盤整備など条件整備を推進します。
- 自営業を営む女性や事業の共同経営者のネットワークづくりを促進し、情報交換などを通じた能力の向上や事業の活発化を促進します。
- 生活体験や地域活動、農業などを通じて生まれた協同事業や起業を支援し、多様な働く場の創出に努めるとともに、情報や交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

※パートタイマー
短時間労働者

※就業能力開発講座
求職者や在職者の技能・技術等就業能力の向上を支援する講座。

※パートバンク
パートタイム就職を希望する人への情報提供・職業相談・職業紹介やパートタイムでの雇用を希望する事業主への雇用管理に関する相談・求人受理などを行う総合的サービス機関。

(3) 行政の男女共同参画推進の取り組み

本市における男女共同参画を推進していくため、行政内部の取り組みを強化し、女性職員のあらゆる分野への参画や積極的かつ適正な登用など、住民にわかりやすいかたちで全庁的な男女共同参画を推進します。

<具体的施策>

1 女性職員の職域拡大

○固定的な概念を廃し、あらゆる分野への女性の参画を基本として、女性職員の職域の拡大を図ります。

2 女性職員の管理、監督者への登用促進

○男女の別なく、能力と適性に応じて民主的かつ公平な職員配置に努めるとともに、能力に応じた女性職員の管理、監督者への登用を進めます。

3 女性職員の方針決定の場への参画促進

○計画や施策の決定などに女性職員の意見が反映されるよう、方針決定の場への女性職員の参画に努めます。

3 自立した生き方づくり

【現状と課題】

自立には、精神的・経済的・生活的・市民的自立など4つの自立が考えられます。

女性も男性も豊かな生活を送るためには、すべての人がこれらの自立をバランス良く達成できる環境を整備していくことが重要です。

平成7(1995)年に「育児休業法」が改正され、「介護休業制度」等が法制化されて「育児・介護休業法」となり、さらに平成12(2001)年には「介護保険法」が施行されるなど、家庭生活とその他の活動との両立や自立を支える社会環境の整備は進んできています。

しかし、アンケート調査にみられるように、家事の分担では、“女性主体”が「炊事」78.1%、「配膳や片づけ」72.9%、「洗濯」72.7%、「掃除」71.4%、「買い物」65.9%、「家計の整理」60.0%を示し、女性の負担が高くなっています。

また、「病人や高齢者の介護」でも“女性主体”が28.6%、“男性主体”が2.2%で、男性と女性の自立のバランスが悪いことを示しています。

このように、本市においても、家事・育児・介護の負担の多くを女性に依存しているのが実態です。

これらのことを解決するためには、男性が家庭において責任を担いやすい制度や環境づくりを進めるとともに、育児や介護は社会全体でそれらを分かち合っていくことが必要です。

男女ともに働きやすい環境の整備の一つとして、子育てをしやすい環境の整備が課題です。アンケート調査によると、就業上の障害で一番高いのは、「家事・育児との両立が難しい」65.7%、次いで「職場の労働条件が整っていない」41.2%、「家庭に高齢者や病人の介護がある」30.1%の順になっています。

これらを解決するためには、多様な保育ニーズにこたえる保育施策の推進、育児休業を取りやすい環境の整備、父親の子育ての促進など、「子育てをしやすいまちづくり」を推進する必要があります。

また、本市は、市域の多くが農山村地域であることから、都市地域に比べると、男女共同参画についての意識が相対的に低く、伝統的な農村社会の旧弊な社会制度や慣習が残存しています。

さらに、農業就業者における、女性と高齢者の占める割合が高くなっています。

このような農山村の特性を踏まえ、農業や商工業などの自営業における就労条件の整備や、起業する女性についても男女共同参画の視点で支援する必要があります。

※育児・介護休業法

平成17(2005)年4月に改正施行された法律で、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的。

※介護保険法

平成12年(2000)年4月1日から施行された社会保険制度。年をとって寝たきりや認知症になったりして介護が必要になった場合に、市町村等を保険者として、保険により介護を社会全体で支えるための仕組み。

我が国では、少子化とともに、高齢化が進んでおり、本市では、平成17(2005)年4月1日現在、65歳以上人口の割合は31.1%で、国・県の水準を上回る高齢化が進行しています。

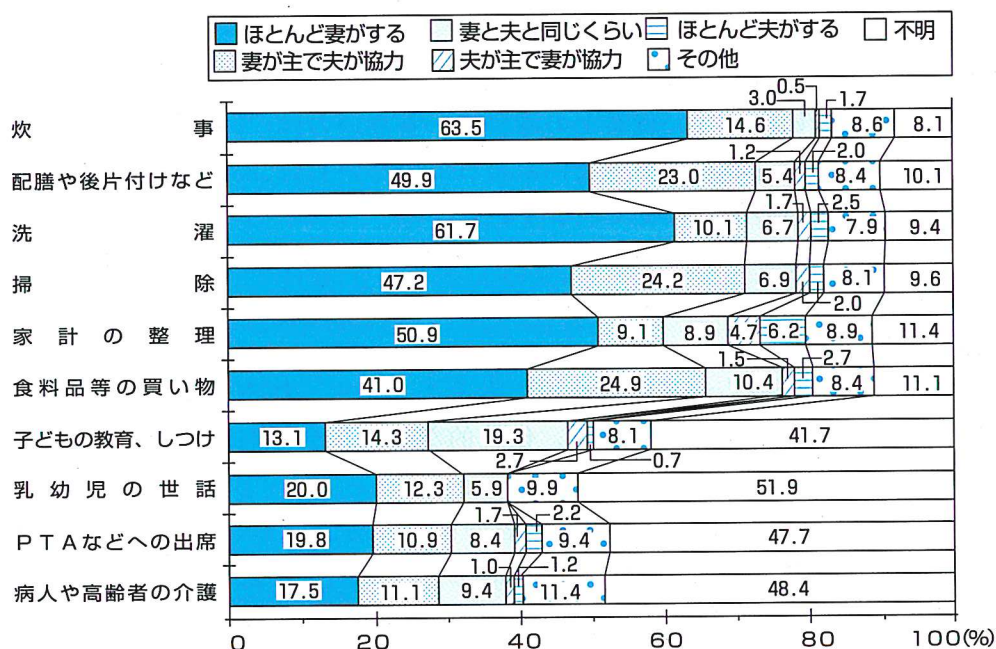
こうした高齢社会における高齢者の社会参画と生活の安定を図りながら、学習の場の拡充や、就業の機会の確保など高齢者の主体的活動を支える条件整備が必要になっています。

さらに、障害のある人やその家庭、ひとり親家庭など生活の安定と自立に向けた支援を進めていくことも重要です。

■家事分担の状況について

問 あなたの家庭では、次の(1)～(10)のことからについて、どのように分担されていますか。各項目ごとに①から⑥の中からあてはまる番号を1つ選んでください。(7)～(10)は該当される方のみお答えください。

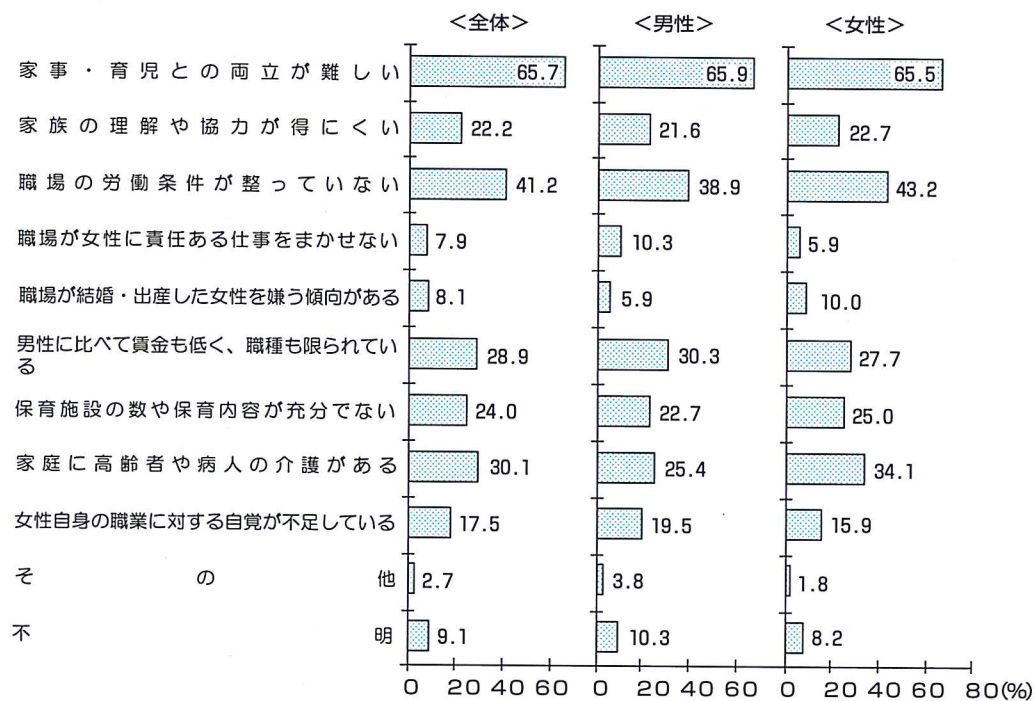
「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



■女性の就業上の問題点について

問 女性が職業を持ったり、または持ち続けていく上で大きな障害となっているのは、どのようなことだと思いますか。あてはまる番号を3つまで選んでください。

「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



【施策の基本方向】

- (1) 自立の意識の確立をめざして
- (2) 子育てをしやすい環境の整備
- (3) 農山村における男女共同参画の推進
- (4) 高齢者の主体的活動を支える条件整備
- (5) 社会的支援を必要とする女性（男性）のための支援

(1) 自立の意識の確立をめざして

男女が、お互いに一人の人間として、自らの意思で、人生や生き方を選択し、決定することが尊重され、また、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ります。

<具体的施策>

1 男女の意識改革の推進

- 男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、男女共同参画についての意識啓発の充実を図ります。
- 女性や男性が家事・育児・介護において、均衡のとれた分担のもとで、それぞれが人生を豊かに生きることができるよう、男女平等の視点に立った意識改革を推進します。

2 女性の自立意識の向上

- 女性が一人の人間として、自立していくことができるよう、女性を取り巻く問題や主体的な生き方についての情報、学習の機会を提供し、女性自身の自立意識の高揚を図るとともに、女性の自立に向けた主体的な取り組みを支援します。
- 妊娠や出産について女性が自己決定できる権利について、女性が基本的人権として認識するよう、情報提供や広報活動の充実を図ります。

(2) 子育てをしやすい環境の整備

男女ともに、それぞれの生活が自立でき、子育てをしやすい社会にしていくため、多様なニーズに応えた保育内容の充実を進めるとともに、子育てに関する情報や学習機会の提供、保護者の交流などを促進し、地域全体での子育て支援体制の充実を図ります。

<具体的施策>

1 保育の充実

- 多様な保育需要に対応し、低年齢児保育、乳児保育、延長保育等保育サービスの充実を図ります。
- 保育所の老朽化に対応し、施設・整備の改修等安全で快適な保育環境の確保に努めます。

2 子育て支援体制の充実

- 総合文化保健福祉施設の整備に伴い、子育て支援センターを設置し、保育所等との連携を図りながら、保育に関する専門的知識の提供や育児相談の実施など、施設整備を活かした支援体制の充実を図ります。
- 子育てサークルの育成や活動支援を推進するとともに、保護者同士の交流の機会と場の提供を図ります。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業[※]の実施を推進します。
- 男性のための育児教室や子育て講座の開催、講演会など、生涯学習における子育て支援のための事業の充実を図るとともに、男女の幅広い参加を促進します。

3 児童の育成環境の整備

- 児童が放課後、安全に過ごすことができるよう、児童館や児童クラブの運営の充実を図ります。

※ファミリーサポート事業

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を
会員組織化し、援助活動を行うこと。

- 身近な地域社会の中で、幼児や児童が安全で快適に活動することのできる子育てにやさしいまちづくりを推進します。
- 各種教室・講座、文化事業などにおいて、保護者が多様な活動へ参加できる環境整備を推進します。

(3) 農山村における男女共同参画の推進

農山村の女性の地位の向上を図るため、啓発活動等を行うとともに、女性の経営上の位置づけを明確化し、農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画、農業経営者の育成などの環境整備を進めます。

<具体的施策>

1 女性が活動しやすい環境づくりの推進

- 家庭や地域社会における男女の固定的な役割分担意識の解消を促進し、地域において女性の社会参画を推進していくため、福祉サービスをはじめ、家事・育児・介護における女性の負担を軽減していくための施策の充実を図ります。
- 地域の各種団体の政策・方針決定過程において、女性の参画機会の拡大に理解を求め、男女共同参画の地域づくりを推進します。

2 経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- 農業経営における女性の経営上の地位の向上を図り、農業の振興を推進していくため、家族経営協定の促進、農業経営法人化など農業経営基盤の強化を推進し、女性の就業上の地位の明確化を推進します。
- 女性を農業経営者として育成していくため、J A・関係機関等と連携し、各種研修や講習など多様な情報や学習機会の提供に努めます。
- 6次産業化[※]など地域の特性を活かした新規産業への女性の取り組みを支援するとともに、農林業、商工業、観光など異業種に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図ります。

※6次産業

1次産業（生産）と2次産業（加工業）・3次産業（販売等）の有機的な結合による総合産業。

（４）高齢者の主体的活動を支える条件整備

高齢者が地域社会において、主体的に生活していくことができるよう、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会の確保を図ります。

また、学習機会を拡充し、社会参画と生活の安定を図るなど、高齢社会に対応した生活設計の支援の充実を図ります。

<具体的施策>

1 就労支援の充実

○高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業の場を提供するため、シルバー人材センターの組織の充実を促進し、事業の拡充を図ります。

○団塊世代の定年退職を控え、就農や起業を支援する体制の整備を推進し、U J I ターン※を促進するとともに、高齢者のパワーを活用した地域の活性化を図ります。

2 社会参画の推進

○高齢者が社会で自立した一員として、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、世代間交流など多様な機会と場の提供を図ります。

○高齢者のボランティア活動や地域振興会などにおける積極的な地域づくり活動への参加を促進します。

○老人クラブ活動の活性化を促進するとともに、定年後における多様な分野での新たな視点からの社会参加を促進します。

（５）社会的支援を必要とする女性（男性）のための支援

ひとり親家庭や高齢者、障害のある人の自立を促進し、生活の安定を確保するよう、相談・情報提供の充実、就労の促進などの条件整備に努めます。

※U J I ターン

Uターンは大都市などに移住した人が再び出身地や元の居住地に帰ること。Jターンは地方出身者が出身地の近くにある地方へ移り住むこと。Iターンは、出身地ではない地域に移り住むこと。

<具体的施策>

1 相談体制の充実

高齢者、障害のある人、ひとり親家庭、低所得者等の生活上の諸問題について、適切な指導・助言を行い、自立を支援していくため、相談機能の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

2 自立の支援

- 高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、就業機会の提供や社会参加の促進に努めます。
- 障害のある人の生活保障と就労の支援に努めるとともに、社会参加のための環境整備や多様な機会の提供を図ります。
- ひとり親家庭、低所得者については、生活の実情に応じた経済的支援や生活支援など関係制度・施策を効果的に活用し、生活の安定と自立を促進します。

4 安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、個人の人権が尊重され、男女がともに生活の主体者として自立し、健康に安心して生涯を送ることができる社会をいいます。

住民が生涯にわたって、健康を享受できることは、住民みんなの願いです。一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、生活安定を図っていくことが必要です。

女性は、妊娠や出産のための身体的特性を有しているため、女性の健康については、生涯を通じて男性とは異なる様々な問題に直面しています。

女性の生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、女性特有の身体機能を理由として社会生活上で差別や制約を受けることがないように、総合的な対策を講じることが必要です。

また、近年、急速な少子化が進んでいます。次世代を産み育てることについては、社会全体で尊重し、支えていく必要があり、母性保護を充実させ、子どもを産み育てやすい環境を整備することが重要です。

我が国では、少子化とともに、高齢化が進んでおり、本市でも先に示したように、国・県の水準を上回る高齢化が進行しており、今後、より一層進行することが見込まれます。

高齢社会では、高齢者に占める女性の割合が大きく、介護など高齢者を支える役割の多くを女性が担っています。高齢者問題を男女共同参画の視点で捉え、女性の介護負担を軽減し、高齢者や障害のある人の生活の安定を支える福祉施策の充実を図るとともに、バリアフリー[※]対策など、福祉のまちづくりを推進し、生活の場を暮らしやすい環境としていくことが求められています。

一方、子どもを取り巻く状況は厳しく、日常生活の中で犯罪が多発し、社会に大きな不安が生じています。

「自分の身は自分で守る」というすきのない防犯意識を浸透させ、男女がともに安心して働きやすく、子どもたちが安心して教育を受け入れる体制づくりを進めていくことが必要です。

また、空き巣の増加や振り込み詐欺などの犯罪の多様化や凶悪化に対応し、犯罪の発生と被害の防止を図るとともに、消費者取引に関するトラブルから消費者の安全と利益を守るなど、安全な生活の確保に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

さらに、大規模な地震等の災害の発生が懸念される中、高齢者や障害のある人、子ども、

※バリアフリー

障害のある人などが生活・行動する上で妨げとなる障壁が取り除かれた、障害のある人などに優しい生活空間のあり方。

女性など、災害に弱い住民に配慮した避難・生活支援など災害応急体制を整備していくことが求められています。

アンケート調査の自由意見の中に、「若い人が市外に出て行っている。若い人が定着するには興味を持ちそうな遊ぶ所や職業、職場を増やすべきだ。若い人を大切に考えていくと安芸高田市ももっと盛り上がるし、お年寄りも盛り上がるのではないか」（30歳代女性）など、若者の定住についての意見がありました。

少子高齢化の緩和、また、地域の活力を向上させるためには、若者の定住に向けた雇用対策や住環境の整備を進める必要があります。

一方、近年、女性に対する暴力、特に配偶者等からの暴力が大きな社会問題となっています。

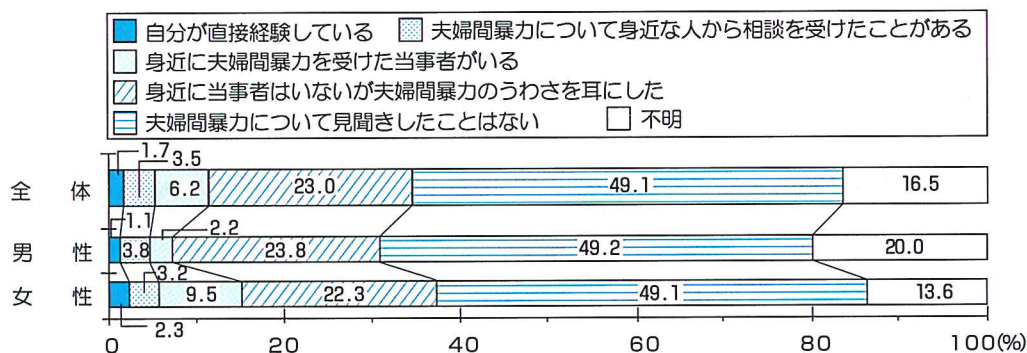
本市においても、アンケート調査によると、「自分が直接経験している」1.7%、「夫婦間暴力について身近な人から相談を受けた当事者がいる」3.5%、「身近に夫婦間暴力を受けた当事者がいる」6.2%、「身近に当事者はいないが夫婦間暴力のうわさを耳にした」23.0%で、この問題が必ずしも遠い世界のことでないことを示しています。

女性に対する暴力は犯罪であり、人権尊重の視点から、関係機関と連携しながら、この問題の根絶に向けた取り組みを強化していく必要があります。

■夫婦間暴力の実態について

問 最近夫婦の一方が、他方からある程度継続的に身体的心理的暴力を受けるという夫婦間暴力（DV＝ドメスティックバイオレンス）が問題になっていますが、この問題について身近で見聞きしたことがありますか。あてはまる番号を選んでください。

「安芸高田市男女共同参画プラン策定にかかわるアンケート調査」



【施策の基本方向】

- (1) 生涯を通じた健康づくり
- (2) 生活安定のための条件整備
- (3) 安全・安心のまちづくりの推進
- (4) 若者が定住する環境づくりの促進
- (5) 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実

(1) 生涯を通じた健康づくり

生涯にわたる健康づくりを支援するため、健康づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する保健サービスの充実など推進体制の充実を図ります。

また、男女がお互いの性や生き方を尊重し、主体的な生き方を選択できるよう、お互いの性や自分の体を大切にしていけることを学ぶ機会の提供に努めます。

<具体的施策>**1 健康づくりの推進**

- 栄養・運動・休養の総合的な視点に基づく一次予防に重点を置いた健康づくりの普及・啓発を推進します。
- 健康教育、乳ガン・子宮ガン検診等の健康診査、骨粗しょう症検診など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果のフォローアップ体制を確立し、生活習慣の改善など疾病予防対策の充実を図ります。
- 女性のライフステージに応じた健康講座の開催や健康相談など、心の健康づくりを支援する体制の充実を図ります。
- 妊産婦、乳幼児の健康保持増進を図るよう、妊娠・出産・育児の各時期を通じて一貫した母子保健対策の充実を図ります。
- 生涯を通じて気楽にスポーツに親しみ、健康・体力づくりができるよう、軽スポーツの普及や各種スポーツ教室の開催など、女性がスポーツに親しむ機会と場の提供に努めます。

2 生命と性の尊重

- 男女が互いの生命と性を尊重しあい、性に対する正しい知識を基に生命の尊さを理解できるよう、学校教育や生涯学習などにおける生命と性についての学習機会の充実を図ります。
- 女性が妊娠や出産について、女性の自己決定権が尊重されるよう、性についての正しい知識や情報を提供し、女性の自己決定についての意識の啓発を推進します。
- 学校教育や生涯学習などを通じたエイズ、性感染症についての正しい知識と必要な予防対策の普及・啓発を推進し、人間の尊厳に基づいた性と生命の尊重を促進します。

(2) 生活安定のための条件整備

地域における福祉意識の高揚を図りつつ、介護保険サービスの充実など高齢者施策の推進、障害のある人の権利擁護と心のバリアフリーを推進するなど、住民ニーズに合わせた福祉の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザイン[※]の視点に立った高齢者や、障害のある人をはじめとするすべての人に配慮した生活環境の整備を図ります。

<具体的施策>

1 総合的な福祉サービスの提供

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、住宅の提供等生活の安定のための支援を進めます。
- 介護保険制度を適切に運営し、要介護高齢者等に対する在宅・施設サービスの充実を図るとともに、地域ケア体制の整備を図ります。
- 障害のある人が主体的に福祉サービスを選択できるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や療育体制の充実を図ります。

※ユニバーサルデザイン

年齢や能力にかかわらず、すべての人々が利用可能であるように、製品、建物、空間等をデザインする考え。

- 認知症高齢者や意思の疎通が困難な障害のある人が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被ることのないよう、権利擁護に関する住民意識の啓発や利用援助などの事業推進を図ります。

2 地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会を中心として、地域振興会など地域の組織・団体と連携し、住民や地域で支え合う地域福祉体制の充実を促進します。
- ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。

3 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障害のある人をはじめとするすべての住民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザインを基本とした建築物、道路、公園等の公共施設の整備を進めます。
- 民間建築物についても、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に即した整備を指導するとともに、ＪＲ駅やバスのバリアフリー対策について、交通事業者に働きかけます。

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

地域の中ですべての人が安心して暮らしていくことができるよう、子どもの安全対策の強化や、交通事故や犯罪、消費者取引トラブルの発生を防止する安全・安心のまちづくりを推進します。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図ります。

<具体的施策>

1 子どもの安全の確保

- 家庭、学校等を通じて、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識の浸透に努めます。

- 学校施設の安全対策を強化するとともに、保護者・学校・地域の連携を図り、子どもの見守り体制の充実を推進します。

2 日常生活における安全の確保

- 生涯の各時期に応じた交通安全教育の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道、信号機、ガードレール等交通安全施設の整備を推進します。
- 高齢者や、子ども、女性など犯罪に弱い立場にある住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯活動の支援などを通じて犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。
- 消費者問題についての意識啓発や消費者教育を推進するとともに、相談体制など消費者保護・支援体制の充実を図ります。

3 災害時における安全の確保

- 高齢者や障害のある人、子ども、女性など災害に弱い住民の安全を確保するため、的確な災害情報の提供に努めるとともに、避難場所の周知徹底やコミュニティにおける住民の連携協力による避難体制の確立などを推進します。
- 避難所が開設された場合、プライバシーの確保などできる限り住民一人ひとりの人権が確保された避難生活の維持に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った避難場所の運営管理を行います。
- 災害時における女性の立場に立った相談の実施など、きめ細かい災害対応体制の確立を図ります。

(4) 若者が定住する環境づくりの促進

都市的魅力と田園の安らぎが調和した本市との特性を活かし、近接する都市へのアクセスや生活環境の整備、多様な就労の場の確保を推進し、U J I ターンの促進による若者の定住を図ります。

また、保育や教育など地域における子育て支援の充実を図るとともに、若者のまちづくりへの参加を促進するよう、多様な活動の機会と場を提供します

＜具体的施策＞

1 定住基盤の整備

- 地域高規格道路東広島高田道路、国道54号可部バイパスや上根バイパス以北、その他の国道・県道の整備の促進、主要市道の計画的な整備を進め、定住や交流の基盤となる体系的な道路ネットワークの形成を図ります。
- JR芸備線の時間短縮や運行頻度の向上、生活交通サービスとしてのバス交通の維持を推進し、利便性の高い公共交通体系の整備を図ります。
- 「安芸たかた広域ネットワーク[※]」のより有効な活用を図り、豊かで便利な住民生活の実現を推進します。
- 魅力ある定住の場としていくため、良質な市営住宅の提供、生活道路・上下水道の整備など安全で快適な生活環境づくりを進めます。
- 農林水産業や商工業の中小企業対策の推進などにより地域産業の振興を図るとともに、6次産業化の促進や農業の企業化、起業の支援などを推進し、安定した就業の場の確保や新たな就業の場の創出に努めます。

2 定住を支える環境づくりの推進

- 安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長するよう、保育サービスの充実をはじめとする地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- 教育内容の充実や安全で快適な教育環境の整備を推進し、安心して子どもを委ねることのできる学校教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。
- 若者にとって愛着の持てる地域としていくため、若者のまちづくりへの積極的な参加を促進するとともに、多様な活動の機会と場の提供を図ります。

※安芸たかた広域ネットワーク

市内の学校及び公共施設82施設間を大容量のやりとりに対応できるよう高速の光ファイバー（毛髪ほどの細さのガラス等で造られた光通信用ケーブルのこと）を用いた伝送路を整備し、接続したもの。

(5) 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実

女性への人権侵害の重大の問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題である女性に対する暴力の根絶に向け、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、女性の相談窓口の充実を図り、相談しやすい環境を整備します。

<具体的施策>

1 女性に対する暴力の発生防止

- 家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶するため、資料の作成や情報の提供、講座・セミナーの開催などを通じた意識啓発を進め、女性に対する人権の尊重を図り、暴力は犯罪であるとの意識の浸透に努めます。
- 関係機関と連携し、配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保護と自立に向けた支援を行います。
- 被害対策の充実を図り、被害者への的確な支援を行うため、警察、病院、民間支援団体等とのネットワークづくりなどを進め、情報提供など連携を強化します。

2 セクシャル・ハラスメント[※]防止対策の充実

- セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解と対応を促進し、その防止を図っていくため、資料の配布・セミナーの開催などによる意識啓発に努めます。
- 行政・学校においては、研修等を行い、職員や教職員の意識啓発に努めます。
- 性の商品化を防止するため、社会環境の浄化や健全育成の推進を図るとともに、女性の人権を尊重する学校教育や生涯学習を推進します。

3 相談体制の充実

- 女性が直面する問題に対し、プライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、生活に関する相談や母子・女性・家庭相談など相談体制の充実を図ります。
- 複雑・多様化する相談内容に的確に対応していくため、各種研修会への参加等を進め、相談員の資質の向上を図ります。

※セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にする職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

第4章

重点的な取り組み

1 重点事業の設定

男女共同参画社会の実現を目指していくためには、本プランに掲げた施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このため、特に重点的かつ優先的に取り組む事業を重点事業として設定し、その積極的な推進を図ります。

重点事業は、4つの基本目標に基づいて、次の7事業を設定します。

基本目標	重点事業
男女平等の意識づくり	○リレーイベント開催事業 ○男性学講座開催事業
ともに参画する社会づくり	○定数制導入事業 ○行政における男女共同参画率先事業
自立した生き方づくり	○子育て支援センター運営事業
安心して暮らせるまちづくり	○地域防災計画見直し事業 ○女性ホットライン事業

2 重点事業の推進

重点事業として設定した7事業の事業概要は次のとおりです。

各事業については、平成18(2006)年度に具体的な実施方針・内容・体制・経費等を検討し、事業着手が可能なものから、逐次、実施します。

●リレーイベント開催事業

各地域において啓発事業「リレーイベント」を開催します。

実施にあたっては、住民等を主体とする実行委員会を設置し、委員会主導で行い、行政は、必要な支援を行うとともに、住民等と協働し、開催します。

●男性学講座開催事業

男女の固定的役割分担意識を解消し、家事・育児・介護等について、男女がともに連携・協力することを促進するとともに、男性の生活能力の向上を図り、生活の自立ができるよう、企画段階からの住民参画による総合的な体系に基づいた「講座」を開催します。

●定数制導入事業

審議会や委員会等における男女共同参画を確立していくため、女性委員の割合について、定数制を導入します。

定数制の導入にあたっては、各審議会等の性格を踏まえつつ、できる限り、女性委員を定数の半数、5割とすることを基本目標とし、段階的に女性委員の登用、確保を増進します。

●行政における男女共同参画率先事業

行政が率先して、男女共同参画を実現していくよう、意識啓発、女性職員の登用・職域拡大及び能力開発などの行政における総合的な男女共同参画についての基本方針を策定し、その具体化を計画的に進めます。

**●子育て支援センター
運営事業**

総合健康福祉センター内に子育て支援センターを整備し、本市の子育て支援の拠点として、有効に機能するよう、施設運営体制の強化を図ります。

子育てに関する相談・情報提供、交流、グループ育成など、多様な機能の発揮に努めます。運営にあたって、住民の意見を反映した柔軟な運営体制を確立し、地域の子育て支援の中核施設として、住民から頼りにされ、親しまれる施設とします。

●地域防災計画見直し事業

男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図るため、広島県との連携を図りつつ、男女共同参画の視点に配慮した地域防災計画の見直しを計画的に進めます。

また、見直し後の地域防災計画に基づいた災害対策の計画的な実施を図ります。

●女性ホットライン事業

配偶者等からの暴力の発生を未然に防ぐために、予防啓発を行います。

配偶者等からの暴力の相談に応じるほか、必要に応じて一時保護や自立支援を行うなど、配偶者等からの暴力に悩む方々の支援を行い、被害者からの相談に適切かつ迅速に対応していく体制を整備します。

第5章

計画の推進

1 推進体制の整備

（１）庁内体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、関係施策を総合的、計画的に推進するため、「安芸高田市男女共同参画推進委員会」の機能を強化するとともに、各課との連携を強化するなど、庁内体制の充実を図ります。

（２）プランの実効性の確保と円滑な推進

プランの実効性を確保していくため、市の計画全般における政策指標制度等の導入を推進し、計画の点検・評価・実施体制の確立を図ります。

特に、重点事業の実施にあたっては、人権推進課を中心に関係各課と連携し、事業の円滑な実施と適正な進行管理に努めます。

（３）職員の意識啓発

職員一人ひとりが人権に対する認識を深め、男女平等の視点に立脚して、職務に取り組めるよう、男女共同参画についての研修の充実や意識啓発に努めます。

（４）行政執行体制の充実

企画力の向上や問題解決に向けた適切な施策の推進など、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを強化します。

（５）（仮称）「安芸高田市男女共同参画基本条例」の制定の検討

男女共同参画をより積極的に推進していくため、（仮称）「安芸高田市男女共同参画基本条例」の制定について、検討を進めます。

2 住民参加による推進

(1) 参加機会の拡充

「女性問題懇話会」等の男女共同参画に係る恒常的な組織の設置を検討し、住民参加による幅広い意見聴取を行うとともに、施策への反映に努めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

地域振興会の活動支援やまちづくり委員会との連携を強化し、住民と行政の協働のまちづくりを推進し、計画の実現を図ります。

(3) 団体活動等の支援

女性会等女性の活動団体の活動支援や人材育成支援を充実し、男女共同参画に向けた女性の活動基盤の強化を図ります。

(4) 企業・団体等への働きかけ

企業・団体が男女共同参画についての理解を深め、その具体的な実現を図り、地域における男女共同参画を先導していくよう、企業・団体等への男女共同参画に向けた積極的な働きかけに努めます。

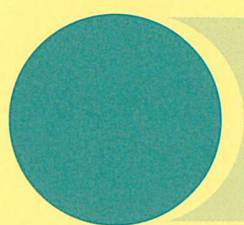
3 国・県等との連携強化

(1) 施策の充実要望

男女共同参画社会の実現を図るため、教育、労働、福祉をはじめ、関係する分野における施策・制度の充実・改善を国・県に要望していきます。

(2) 県等との連携の強化

県や他自治体との連携を強化し、男女共同参画に係る情報交換など推進するとともに、広島県女性総合センター「エソール広島」との連携を強化し、情報提供や人材の活用などによる事業展開の充実を図ります。

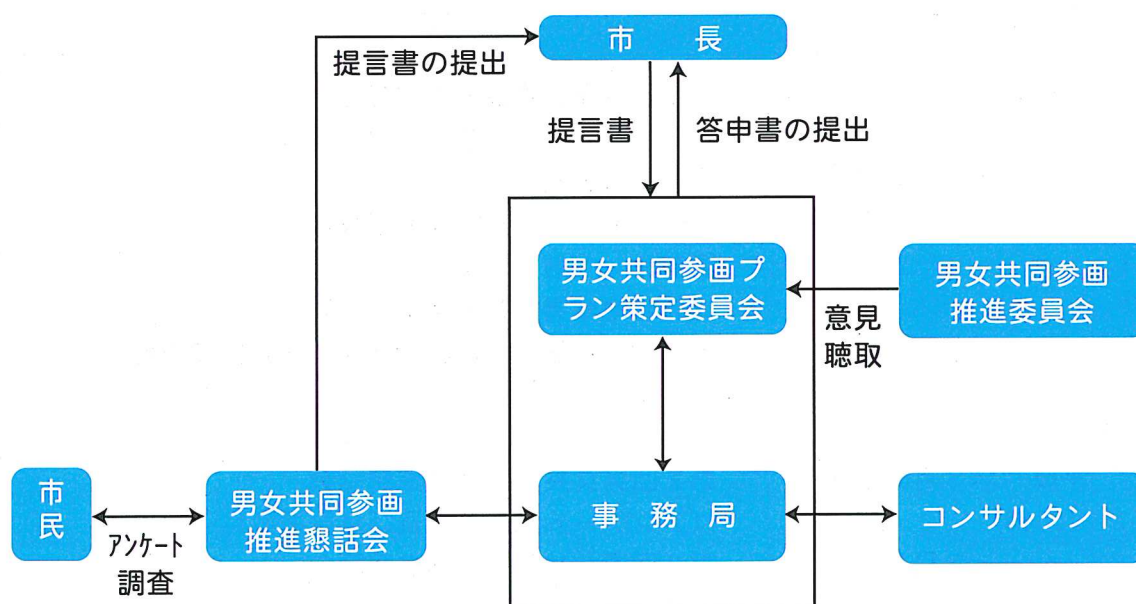


資料編

1 策定の経過

と き	内 容
平成16年11月15日 (2004) 17日 28日 12月16日	第1回男女共同参画推進懇話会 (男女共同参画プラン策定の趣旨等) 講演会の開催 (安芸高田市男女共同参画推進会議・啓発事業) 講演会・寸劇・コンサートの開催 (芸北地域男女共同参画推進事業) 男女共同参画にかかわるアンケート調査の実施
平成17年3月31日 (2005) 5月31日 7月1日 8月18日 11月28日 12月21日	第2回男女共同参画推進懇話会 (アンケート意見分析及び意見提案) 第3回男女共同参画推進懇話会 (提言書についての協議) 第4回男女共同参画推進懇話会 (提言書のまとめについて) 安芸高田市男女共同参画推進懇話会作成の提言書提出 第1回男女共同参画プラン策定委員会 (取り組み状況・提言書・アンケート調査結果等) 第2回男女共同参画プラン策定委員会 (課題や留意点、参画プラン作成の基本方針、 施策展開等)
平成18年2月8日 (2006) 2月28日 3月22日	第3回男女共同参画プラン策定委員会 (参画プラン素案検討) 第4回男女共同参画プラン策定委員会 (参画プラン素案検討) 安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会より答申書を市長へ提出

2 計画策定体制



3 安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

区 分	名 前	役 職 等
会 長	坂 東 素 子	財団法人広島県女性会議 在宅ワーク支援センター所長 学識経験者
副会長	門 橋 政 子	安芸高田市女性連合会会長 女性団体
委 員	松 村 ユキミ	安芸高田市議会文教厚生常任委員 議会議員
〃	古屋田 武	安芸高田人権擁護委員連絡協議会会長 人権団体関係者
〃	兼 近 浩 三	安芸高田市まちづくり委員会副会長 地域振興団体
〃	俵 昌 子	安芸高田市社会福祉協議会在宅福祉課長 福祉関係団体
〃	津 田 信 彦	安芸高田市民生委員・児童委員協議会会長 〃
〃	西 名 良 治	広島北部農業協同組合総務部部長 農業団体関係者
〃	神 川 八重子	J A 広島北部女性部部長 〃
〃	橋 本 孝 司	吉田町商工会会長 商工団体関係者
〃	小早川 隆 男	安芸高田市社会教育委員会議議長 教育関係者
〃	中 森 美智代	安芸高田市立小中学校校長会代表 〃

(敬称略)

4 安芸高田市男女共同参画推進委員会委員名簿

別表1（第3条関係）

推 進 委 員 会	
委 員 長	助役
副委員長	収入役
//	教育長
委 員	総務部長
//	自治振興部長
//	市民部長
//	福祉保健部長
//	産業振興部長
//	建設部長
//	消防長
//	八千代支所長
//	美土里支所長
//	高宮支所長
//	甲田支所長
//	向原支所長
//	議会事務局長
//	教育次長
//	教育参事

別表2（第6条関係）

幹 事 会		
代表幹事	市 民 部	人権推進課長
幹 事	総 務 部	総務課長
//	自治振興部	企画課長
//	市 民 部	市民生活課長
//	福祉保健部	社会福祉課長
//	産業振興課	地域宮農課長
//	建 設 部	管理課長
//	消 防 本 部	総務課長
//	八千代支所	地域振興課長
//	美土里支所	地域振興課長
//	高 宮 支 所	地域振興課長
//	甲 田 支 所	地域振興課長
//	向 原 支 所	地域振興課長
//	議会事務局	議会事務局次長
//	教育委員会事務局	教育総務課長
//	農業委員会事務局	農業委員会事務局長
//	監査委員事務局	監査委員事務局長

5 安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画に関するプラン策定にあたり、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、安芸高田市男女共同参画プランのあり方について、検討し、協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、プラン策定終了時までとする。

(委員会)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は市民部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

6 安芸高田市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 安芸高田市における女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会を実現するための行政施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、安芸高田市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 安芸高田市男女共同参画プランの積極的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する行政について部局間の相互連絡に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、助役をもって充てる。
- 3 副委員長は、収入役、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が会議を招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会に第2条の所掌事項に関する具体的事項について、調査、研究、検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織し、人権推進課長が代表幹事となる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し会議の議長となる。
- 4 代表幹事が認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 代表幹事は、幹事会で検討した事項について、推進委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年1月12日から施行する。

安芸高田市男女共同参画プラン

平成18(2006)年3月

編集・発行／安芸高田市市民部人権推進課

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田791番地
